

チケット契約のご案内

関西ハイタク事業協同組合

1. 「共通乗車券使用申込書」の記入方法

- ①「共通乗車券使用申込書」の**太線の枠内**だけご記入ください。
- ②ご使用印は、**社印もしくは代表者印**をご使用ください。

2. 添付書類

- ①**代表者(オーナー様)の住民票を1通**ご用意ください。
- ②**預金口座振替依頼書(銀行印押印済のもの)1部**ご用意下さい
詳しくは下記「3. お支払い方法について」を御参照ください。

3. お支払い方法について

- ①お支払い方法は、原則として銀行口座からの自動引落を御利用いただきます。
- ②自動引落取扱銀行は、**別紙「取扱銀行一覧表」**のうち、*印のある銀行です。
- ③自動引落手続きは、下記の手順で行ってください。
 - 1) 申し込み書類ダウンロード画面より、
“口座振替依頼書(正・副)2枚をダウンロード” ボタンをクリックして書類を取得してください。それらの用紙(2枚)に必要事項をご記入いただきます。
 - 2) その用紙をお客様の銀行へお持ちいただいて、銀行窓口へご提出下さい。
*2枚の用紙共に銀行届け出印を必ず押印してください。
 - 3) 2枚目に銀行の受領印を押印したものを**関協までご返送**ください。(1枚目は銀行の控えとなります)

4. 保証金について

当組合の共通乗車券をお申込いただくには、**保証金30万円をお預かり**いたします。
詳しくは当組合 担当者までお問合せください。

5. 保証金のお支払い方法

- ①口座振込の場合
保証金を口座振込でお支払いいただく場合、当組合の指定する口座にお振込いただいた事を当組合で確認後、初回のチケットと共に**「保証金受取証」**をお届けいたします。
- ②現金の場合
保証金を現金でお支払いいただく場合、初回のチケットお届け時に現金をお預かりし、交換に**「保証金受取証」**をお渡しいたします。
- ③保証金のお支払い方法につきましては、あらかじめ当組合担当者にご相談ください。

その他、御不明な点は当組合の担当者までお問合せください。

以上

共通乗車券利用約款

大阪市北区東天満2-2-17
東天満パークビル7階
関西ハイタク事業協同組合

関西ハイタク事業協同組合（以下「**関協**」という。）は、**関協**所属の営業用自動車（**関協**タクシー）に乗車するとき、運賃料金の支払のために使用する**共通乗車券**の利用について、下記のとおり決めております。

記

（共通乗車券の利用範囲）

第1条 **共通乗車券**使用申込者（以下「**申込者**」という。）及び**申込者**より**共通乗車券**の使用を許諾された者（以下「**乗客**」という。）は、**関協**が発行する**共通乗車券**をもって、**関協**に所属する組合員会社（別添所属タクシー会社一覧表）の営業用自動車（**関協**タクシー）に乗車することができます。また、**関協**が**共通乗車券**の利用について提携した会社の営業用自動車（**タクシー**）に乗車することができます。

（共通乗車券の使用方法）

第2条 **申込者**又は**乗客**が前条の営業用自動車に**乗車**したときは、ボールペンをを用い、**共通乗車券**に**乗車運賃料金**及び**立替金**の合計額（以下「**乗車運賃料金等**」という。）**乗車日**、**乗車区間**並びに**使用者名**を記入して、**乗務員**に交付してください。

（乗車運賃料金）

第3条 営業用自動車の**乗車運賃料金**は、行政官庁認可による**運賃料金**によります。

（共通乗車券の乗車運賃料金等記入制限）

第4条 **共通乗車券**に**乗車運賃料金等**記入制限額は、別段の表示のない限り原則として2万円とします。

2 一回の**乗車運賃料金等**が2万円を超えるときは、2万円及びその端数毎に複数枚の**共通乗車券**を交付してください。

（不正乗車券の防止）

第5条 **乗車運賃料金等**記入制限額を超えたとき、又は**使用有効期限切れ**となった**共通乗車券**は無効とし、**乗務員**は、受取りを拒絶することができます。

2 無効となった**共通乗車券**の受取り拒絶については、**関協**はその責を負いません。ただし、**申込者**又は**乗客**が身分を証明するものを提示して**乗務員**が了承した場合、又は事前に**関協**の**事務局**が承認した場合に限って、無効な**共通乗車券**を有効なものとして、取り扱うことができます。

3 **申込者**又は**乗客**が**共通乗車券**を第2条に反して、無記入で**乗務員**に交付したときは、これにより生じた不測の損害は、**乗務員**の悪意又は**重過失**が立証されない限り、**関協**はその損害を負担しません。

（共通乗車券の紛失、盗難等の届出）

第6条 **共通乗車券**の紛失又は盗難等の事故が生じたときは、速やかに当該**乗車券**の番号、枚数等必要事項を**関協**に届出のものとし、**関協**は、当該**乗車券**の不正な使用の防止の為に適切な処置をとるものとします。

（紛失、盗難等による不正乗車券の取扱）

第7条 **共通乗車券**の紛失又は盗難等により、**共通乗車券**が不正に使用されたときの損害については**関協**はその損害を負担しません。

（乗車運賃料金等の請求と締切日）

第8条 **関協**は、使用された**共通乗車券**の**乗車運賃料金等**を毎月15日に締切り、**使用済乗車券**を添付して、**申込者**に請求します。

2 **申込者**は、**関協**と定めた**支払期日**までに**乗車運賃料金等**を支払うものとします。**申込者**が、**支払期日**までに**乗車運賃料金等**を支払わなかった場合は、未払いの**乗車運賃料金等**について**期限**の利益を喪失し、一括して即時に支払うものとします。

（乗車運賃料金等の支払方法）

第9条 **関協**が請求した**乗車運賃料金等**は、**共通乗車券**使用申込書に記載された**支払日**、方法により支払うものとし、**振込手数料等**の支払にかかる費用は、**申込者**の負担とします。

（保証金）

第10条 **関協**は、**共通乗車券**利用申込時に、定められた**共通乗車券**使用保証金を、申し受けるものとします。なお、**共通乗車券**の利用が中止されたときは、**関協**は保証金を返還します。ただし、**関協**は、**申込者**に未払金があるときは、保証金から任意に控除できるものとし、また、申し受け期間に対する利息は付きません。返還の際には**契約時**に交付した**保証金**受取証の本通が必要となります。万一、**保証金**受取証を紛失されている場合は代わりに**印鑑証明書**をご用意いただきます。

（事務手数料）

第11条 **関協**は、**乗車運賃料金等**の1カ月の請求額が1万円未満の場合、その請求額の10%の**事務手数料**を**申込者**に請求します。

（解約）

第12条 **申込者**は、**関協**に対し書面（**契約解除**申し入れ書、**念書**各1部）による通知をもって、**共通乗車券**の利用を中止することができるものとします。また、**関協**は、**申込者**に対し**共通乗車券**の**月間**利用額が1万円未満の月が1カ年間以上継続したとき、又は**共通乗車券**の**年間**利用額が10万円未満のとき、**共通乗車券**の利用を解除することができるものとします。この場合、未使用の**共通乗車券**は、**関協**に遅滞なく返還しなければなりません。

（共通乗車券の返還等）

第13条 **関協**は、**申込者**が、次の各号の一に該当したと認めるときは、**共通乗車券**の利用に関する**契約**を解除することができるものとします。**申込者**は、解除後には**共通乗車券**の利用はできず、**関協**は未使用の**共通乗車券**を無効として返還を求めることができるものとし、また、**共通乗車券**での**営業自動車**への**乗車**を拒絶することができるものとします。

- 1) 破産、特別清算、民事再生法、会社更生法等の申立てをなし、又は申立てを受けたとき。
- 2) 仮処分、仮差押、強制執行、滞納処分を受けたとき。
- 3) 銀行取引停止処分を受けたとき。
- 4) **共通乗車券**の**乗車運賃**を支払期日を経過しても支払わないとき。
- 5) **共通乗車券**を不正に利用した場合、又は不正利用に関与した場合。

（契約解除後の未使用共通乗車券）

第14条 **共通乗車券**利用に関する**契約**が終了した後に、未使用の**共通乗車券**が使用された場合にも、**申込者**は当該**共通乗車券**の**乗車運賃**を**関協**に支払うものとします。

（共通乗車券の交付制限）

第15条 **関協**は、**申込者**の**信用状況**が著しく悪化したと認めるときは、**共通乗車券**の交付を中止又は制限することができるものとします。

（連帯保証人）

第16条 **申込者**は、**関協**より**要求**があったときは、**資力**のある**連帯保証人**を立てなければならないものとします。

（協議事項）

第17条 この約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、**申込者**と**関協**は、相互に協議して取り決めるものとします。

（有効期間）

第18条 本約款の有効期間は、本約款を承認し署名押印がなされた日から1年とします。ただし、期間満了1カ月前に**申込者**又は**関協**いずれからも何らかの意思表示のないときは、引き続き本約款の効力を有するものとし、爾後も同様とする。

（本約款の変更）

第19条 **関協**は、本約款の条項について、**共通乗車券**の利用実態や**社会情勢**の変化等に応じて変更することができるが、**申込者**は**変更後**の本約款の条項についても遵守するものとします。**変更後**の本約款条項は、ホームページにて開示いたします。

本**共通乗車券**利用約款について、**申込者**は、**関協**より説明を受けるとともに、**同約款**（写）を受領し**申込者**及び**関協**ともに**信義**に従って、**本約款**の各条項を誠実に履行致します。

平成 年 月 日

申 込 者
社名（氏名）

印

共通乗車券利用申込書兼【登録票】

関西ハイタク事業協同組合 御中

お申込日(西暦)

年 月 日

ご記入時の日付を西暦でご記入ください

貴協同組合発行の共通乗車券利用について、共通乗車券利用約款を承諾の上、申込をいたします。

お得意先様コード

お客様はご記入不要です。

関係にて発行し、後日お知らせいたします。

以後ご注文時の際にこの番号が必要となります。

貴社の所在地、電話番号をご記入下さい。ビル名等は省略せずにご記入願います。

貴社名をご記入下さい
社印もしくは代表者印を押印願います。

代表者の方の氏名、連絡担当者様氏名、直通電話等をご記入ください。

初回申込冊数をご記入ください。

1マス1文字(14文字以内・漢字も可)をご記入ください。(推奨)

資本金、創立年月、事業種目をご記入ください。

別紙「取扱銀行一覧」から選択してご記入ください。

チケットの利用制限金額を2000円以上1000円単位でご記入ください。空白の場合は20,000円といたします。以降特にご指定無い場合は、この制限金額をチケットに印字いたします。

請求書送付先住所が上記と異なる場合にご記入いただきます。

お支払い希望日を当月、翌月、翌々月の何れかをマルで囲み、日付をご記入下さい。

お客様 チケット 送付先	(フリガナ)	オオサカシ キタク ヒガシテンマ				電話番号
	所在地	5 3 0 0 0 4 4	大阪市北区東天満2-2-17			(06)
	(ビル名)	東天満パークビル (7階)			6357-1221	
	(フリガナ)	オオサカタロウ カブシキカイシャ				
	会社名 (商号)	大阪太郎 株式会社				
代表者名	取締役社長 大阪 太郎				印	
担当者名	営業部	営業課	直通電話/内線	初回申込冊数		
	大阪 次郎			冊		
お得意先様名印字	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	ご希望の名称表示(14字) 漢字も可		大阪太郎(株)		
資本金	60	百万円	創立年月	1962	年 8 月	
事業種目	製造販売					
請求締 毎月15日 締め切り	お支払い日		振込銀行	りそな銀行		
	当月 (0)	翌月 (1)	翌々月 (2)	制限金額	15,000 円まで	
以下は請求書送付先とチケット送付先が異なる場合のみご記入下さい。						
請求書 送付先	(フリガナ)					電話番号
	所在地				()	
	(ビル名)					() 階
(フリガナ)	送付先名					

200909

関係事務局 使用欄

振替銀行 (銀行コード)		(支店コード)		種目	1:普通 2:当座
自動区分 (0)なし(1)あり	銀行		支店	口座名義人	
営業部	局長	部長	次長	課長	担当者
総務部	部長	次長	課長	経理課	計算課
チケット種別					登録日
一般・業務・自社券・その他					年 月 日

当組合使用欄のため、記入不要です。

制限金額欄の記入について
紛失等の第三者利用による損害は利用約款第7条によりすべてお客様御負担となりますので、高額の金額設定はご注意ください。

申し込み書類 送付先

〒530-0044

大阪市北区東天満2-2-17 東天満パークビル7F

関西ハイタク事業協同組合 営業部

TEL (06) 6357-1221

お送りいただく書類は下記です。ご確認下さい。

- ・約款 (ご署名、ご捺印ください。)
- ・共通乗車券申込書(この用紙です。)
- ・自動引落を選択されたお客様は、
口座振替依頼書(銀行窓口にて銀行印が押印されたもの)

お取扱銀行一覧表

※印の銀行では、お支払いの便利な預金口座振替制度(自動引落)も取り扱っております。
詳細は関協事務局までお問合せください。

銀行名	支店名	種目	口座番号
※りそな銀行	梅田支店	当座	8 0 3 0 4 4
※三菱東京UFJ銀行	大阪営業部	当座	1 1 3 4 8 9
※みずほ銀行	堂島支店	当座	1 3 5 8 5 1
三井住友銀行	梅田支店	当座	2 2 2 2 9 4
※近畿大阪銀行	本町営業部	当座	2 0 0 3 8 6 4
商工中金	梅田支店	当座	2 0 0 1 2 1 7

受取人名義	電話(06)－6357－1221
カンサイハイタクジギョウキョウドウクミアイ	
関西ハイタク事業協同組合	